

クレーン運転業務特別教育

安衛法第 59 条の定めるところにより、安衛規則第 36 条に該当するつり上げ荷重 0.5 トン以上 5 トン未満のクレーンの運転業務は、事業者責任において実施する特別教育規程に基づいた「クレーンの運転業務に係る特別教育」を修了した者でなければ当該業務に就かせてはならないことになっています。

当協会は、事業者に代わって標記教育を実施いたします。
(安全衛生法第 59 条 安衛則第 36 条第 15 号)

1. 受講資格 特に制限はありませんが、18 歳以上でなければ当該業務に就かせることはできません。

2. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会 場	定 員
令和 7 年 4 月 8 日 9 日 8 時 50 分より(受付 8 時 30 分～)	松江市学園一丁目 5 番 35 号 (一社) 島根労働基準協会	6 0 名

※車でご来場の場合、詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合がありますことを予めご了承ください。

3. 実技開催日時・会場

開催月日時	会 場
① 4 月 12 日 (土) 8 : 15～12 : 15 ② 4 月 12 日 (土) 12 : 45～16 : 45 ③ 4 月 19 日 (土) 8 : 15～12 : 15 ④ 4 月 19 日 (土) 12 : 45～16 : 45	松江市八雲町熊野 4 5 2 4 山陰マテリアル(株) 資材センター

※実技は上記日程のうち一班とし、本人へ学科講習時に決定して通知します。

4. 科目・時間割

	科 目	時 間 割
第 一 日	オリエンテーション	8:50～9:00
	クレーンに関する知識(休憩 10 分含む)	9:00～12:10
	《昼食・休憩》	12:10～13:00
	原動機及び電気に関する知識(休憩 10 分含む)	13:00～16:10
第 二 日	クレーン運転のために必要な力学に関する知識 (休憩 10 分含む)	8:50～11:00
	<休 憩>	11:00～11:10
	関係法令	11:10～12:10

5. 受講料・テキスト代（消費税率 10%税込） ※インボイスは領収証発行で対応します。

受講者の別 \ 区 分	受講料	テキスト代	合 計
会 員 事 業 場 の 受 講 者	16,060円	1,705円	17,765円
そ の 他 の 受 講 者	18,260円	1,705円	19,965円

振込の場合（振込手数料は、振込人の負担）は、下記の口座に受講料（テキスト代を含む）をお振込み後、必ず受講申込書裏面に振込金受取書の写しを添付のうえ下記郵送先へ郵送してください。なお、複数の講習の申込みについては、まとめて振込むことができます。（振込金受取書の写しに講習の種類、受講人数、金額を明記したものを受講申込書の裏面に添付し、その受講申込書を一括して送付してください。）

【振込先】

山陰合同銀行 松江駅前支店 普通預金 2144428

（口座名） シャシマネロウドウキジュンキョウカイ
一般社団法人 島根労働基準協会

6. 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

[\(https://www.shima-roukikyo.or.jp/school/kousyu/\)](https://www.shima-roukikyo.or.jp/school/kousyu/)

仮申込として、事前に受講申込書を FAX していただくこともできます。

14日以内に申込手続き（受講料の支払、申込書等の原本提出）をお願いします。

なお、仮申込みを取り消す場合は必ず当協会へご連絡ください。

*開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

7. 携行品・服装

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

実技の際はクレーン操作が可能な作業服とし、手袋、ヘルメット、安全靴等を必ず携行してください。

*使用しますクレーンは5 t未満の天井クレーンです。

8. 修了証の交付

受講修了者には所定の「修了証」を交付します。

9. 本人確認について

受講当日に本人確認のため「自動車運転免許証、公の機関が証明した資格証明書（健康保険証等）」を必ずご持参ください。（*個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

10. 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について

この講習は要件を満たせば人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の助成が受けられます。

（島根労働局ホームページ「助成金等→建設業関連情報のご案内」をご覧ください。）

島根労働局職業安定部職業対策課建設助成金担当（電話０８５２－２０－７０２２）

11. お問い合わせ先・郵送先

〒690-0825 松江市学園一丁目５番３５号

一般社団法人島根労働基準協会

（TEL ０８５２－２３－１７３０ FAX ０８５２－２３－１７８８）

